

**和歌山市告示第279号**

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月31日

和歌山市長 尾 花 正 啓

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地                       |
|--------|-------------------------------|
| 賀代 京太郎 | 和歌山県和歌山市湊北町2丁目12番地 タウニィYOU101 |